

## 戦後復興期における松江の観光振興 ー「松江国際文化観光都市建設法」成立を中心にー

### 1. 戦後日本の「観光立国」推進

- 1) 敗戦直後から外貨獲得を目的とした国際観光事業
- 2) 民間人対象の国際観光事業の復活
- 3) 国立公園指定の動き
- 4) 博覧会開催例ー復興・平和・観光・貿易

### 2. 松江国際文化観光都市建設法

- 1) 特別都市建設法
- 2) 京都市との趣旨・背景比較
  - (1) 京都市の法案提出背景
  - (2) 文化財保護・活用をキーワードとした京都
  - (3) ハーンとの関わり・「ヘルンの町」を重視した松江

### 3. 小林誠一市長と「文化」・「観光」

- 1) 「文化」を重視した小林誠一市長
- 2) 戦後松江の観光

### 4. 戦後松江とハーン

- 1) ハーンの再評価
- 2) 小泉八雲生誕百年記念祭
- 3) ハーン関連施設計画

### 5. 法案提出から住民投票へ

- 1) 市民への周知
  - (1) 当初の計画ー石川博士助言前
  - (2) 修正された「松江国際文化観光都市建設法案」
  - (3) 市民の反応
- 2) 投票結果ー三都比較

### 6. 法成立後

- 1) 市長の交代ー熊野英市長時代へ
- 2) 第五条「特別の助成」による無償譲渡
- 3) 『松江賞』(松江青年会議所まちづくりプロジェクト)

文献一覧

### 1. 戦後日本の「観光立国」推進

#### 1) 敗戦直後から外貨獲得を目的とした国際観光事業

- ・敗戦直後の観光客は進駐軍関係者
- ・財)「東亜交通公社」、「日本交通公社」と改称。進駐軍幹旋業務開始 (S20.9.11)。
- ・外国人向けの東京遊覧バス運行
- ・運輸省鉄道総局業務局旅客課内「観光係」設置 (S20.11) <sup>1</sup>→「観光部」(S24.4) →「観光局」(S30.8)へと拡充。
- ・国会に国際観光事業促進を要請。「観光国策確立に関する建議案」(S21.8.2 提出)

#### 2) 民間人対象の国際観光事業の復活

- ①民間貿易の再開 (S22.8.15「貿易デー」) バイヤー来日に期待高まる。
- ②一般外国人観光客の来日 (観光船第一号横浜寄港。S22.12)  
「制限付観光旅行」(S23.7 許可)
- ③国際観光を取り巻く環境整備

国際観光旅館連盟結成 (1948)、通訳案内業法制定 (1949)、  
国際観光ホテル整備法制定 (1949)、国際観光事業の助成に関する法律制定 (1949) 等

#### 3) 国立公園指定の動き

- ・「国立公園法」S6 年施行。戦前指定 12 箇所(山陰では大山国立公園 S11.2.1 指定)
- ・伊勢志摩国立公園 (S21.11.20) 戦後初の国立公園指定→全国各地で要望高まる。

#### 4) 博覧会開催例ー復興・平和・観光・貿易<sup>2</sup>

S22:福山産業振興博覧会, 伊勢志摩観光と平和博覧会, 貿易振興博覧会 (大阪市)

S23:貿易と観光大博覧会 (松江市), 復興大博覧会 (大阪市)

S24:日本貿易博覧会 (横浜市), 岡山産業文化大博覧会, 観光高松大博覧会

S25:日本貿易産業博覧会 (神戸市), 鳥取県産業観光米子大博覧会 ほか

### 2. 松江国際文化観光都市建設法

#### 1) 特別都市建設法 (表 1)

昭和 26 年 (1951) までに全国で 15 の特別都市建設法制定。いずれの都市においても「国家目的」に照らして特別に重要な都市であることを強調し、都市計画の財源確保を図ることや土地の無償譲渡など、都市整備に国の特別な配慮を求めたもの<sup>3</sup>。「別府国際観光温泉都市建設法」以降、全国 9 都市を対象に国際観光都市を標榜した観光関係特別建設法が相次いで制定された (表中の「\*」)。それぞれの特別都市建設法は、日本国憲法第 95 条の規定に基づき、住民投票においてその過半数の同意を得た上で制定された。

【憲法第 95 条】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。

<sup>1</sup> 日本交通公社 (1982 : 103)。

<sup>2</sup> 湯原 (2005 : 231)。

<sup>3</sup> 石田 (1987 : 248-249)。

表 1 特別都市建設法

| * |    | 公布日       | 法名称                                  |
|---|----|-----------|--------------------------------------|
|   | 1  | S24.8.6   | 広島平和記念都市建設法（法律第 219 号）               |
|   | 2  | S24.8.9   | 長崎国際文化都市建設法（法律第 220 号）               |
|   | 3  | S25.6.28  | 首都建設法（法律第 219 号）→首都圏整備法制定に伴い廃止（1956） |
|   | 4  | S25.6.28  | 旧軍港市転換法（法律第 220 号）（横須賀/呉/佐世保/舞鶴）     |
| * | 5  | S25.7.18  | 別府国際観光温泉文化都市建設法（法律第 221 号）           |
| * | 6  | S25.7.25  | 伊東国際観光温泉文化都市建設法（法律 222 号）            |
| * | 7  | S25.8.1   | 熱海国際観光温泉文化都市建設法（法律 233 号）            |
|   | 8  | S25.10.21 | 横浜国際港都建設法（法律第 248 号）                 |
|   | 9  | S25.10.21 | 神戸国際港都建設法（法律第 249 号）                 |
| * | 10 | S25.10.21 | 奈良国際文化観光都市建設法（法律第 250 号）             |
| * | 11 | S25.10.22 | 京都国際文化観光都市建設法（法律第 251 号）             |
| * | 12 | S26.3.1   | 松江国際文化観光都市建設法（法律第 7 号）               |
| * | 13 | S26.3.3   | 芦屋国際文化住宅都市建設法（法律第 8 号）               |
| * | 14 | S26.4.1   | 松山国際観光温泉文化都市建設法（法律第 117 号）           |
| * | 15 | S26.8.15  | 軽井沢国際親善文化観光都市建設法（法律第 253 号）          |
|   | 16 | S45.5.19  | 筑波研究学園都市建設法（法律第 73 号）                |

\*観光関係特別建設法、のちに制定された「国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律」（昭和 52 年法律第 71 号）では、第 2 条において、同法の適用都市としてこの 9 都市を掲げている。

2) 京都市との趣旨・背景比較

(1) 京都市の法案提出背景

表 2 国観法の審議経過

|     | 国会 | 法案提出日        | 衆本会議     | 参本会議     | 住民投票     | 公布        |
|-----|----|--------------|----------|----------|----------|-----------|
| 別府  | 6  | S24.11.28    |          |          |          |           |
|     |    | (再)S24.12.23 | S25.3.23 | S25.4.7  | S25.6.15 | S25.7.18  |
| 伊東  | 7  | S25.3.10     | S25.4.18 | S25.5.1  | S25.6.15 | S25.7.25  |
| 熱海  |    | S25.3.10     | S25.4.18 | S25.5.1  | S25.6.28 | S25.7.25  |
| 奈良  | 8  | S25.7.21     | S25.7.25 | S25.7.28 | S25.9.20 | S25.10.21 |
| 京都  |    | S25.7.21     | S25.7.25 | S25.7.28 | S25.9.20 | S25.10.22 |
| 松江  | 9  | S25.11.29    | S25.12.2 | S25.12.6 | S26.2.10 | S26.3.1   |
| 芦屋  |    | S25.12.2     | S25.12.4 | S25.12.6 | S26.2.11 | S26.3.3   |
| 松山  |    | S25.12.2.2   | S25.12.4 | S25.12.6 | S26.2.11 | S26.4.1   |
| 軽井沢 | 10 | S26.3.29     | S26.3.31 | S26.5.28 | S26.7.18 | S26.8.15  |

出典：高橋他(2003)「図－1国観法の審議経過」、および、『日本法令索引』データベースをもとに作成。

・別府市の動きに焦り (表 2)

・市会議員による発案

「井上治三郎君が提唱された京都国際観光都市建設法の制定によりまして、国策として国家が京都市の観光事業の完成に努力する以外他に途はないと考える・・・我々観光委員会において調査研究中の同じものが別府市においてすでに運動されているということ実情を知るに及びまして、急を要すると存じました」 『京都市会議録』（1949 年 12 月 23 日）

(2) 文化財保護・活用をキーワードとした京都

○「文化財保護法」制定（S25.5.30）

○「ウォーナー伝説」を根拠に掲げ<sup>4</sup>、文化財の価値を強調

→市会、国会において、この伝説を多用。

【ウォーナー伝説】

ウォーナー博士（Langdon Warner）がトルーマン大統領に進言し、アメリカによる文化財保護政策のおかげで京都・奈良が文化都市としての価値が認められ、爆撃の被害から免れたという「伝説」。『朝日新聞』（1945 年 11 月 11 日）記事により真実として登場し、彼の死（1955 年 6 月 9 日）を契機に完全に定着した。（吉田 1995、2002）

(3) ハーンとの関わり・「ヘルンの町」を重視した松江 (資料 1、2)

①趣旨説明より

・風光明媚な地、素朴な地方性

・日本文化発祥の地

・ハーンとの関わり

・近代的な都市

・観光地の地理的分布（「裏日本」の観光拠点）

②ハーンとの関わりを特に強調

・「小泉八雲生誕百年記念祭」（S25.6.27）の開催実績、開催年であること。

・ハーンの知名度を活かして外国からの募金を期待

③市長が第一条の文言加筆。条文に外国人名が挿入された初めての日本の法律<sup>5</sup>。

| 審議した院／会議名 | 開催日          | 審議状況       |
|-----------|--------------|------------|
| 衆議院／建設委員会 | 昭 25. 11. 30 | 趣旨説明・質疑    |
| 衆議院／建設委員会 | 昭 25. 12. 2  | 討論・採決      |
| 衆議院／本会議   | 昭 25. 12. 2  | 議案・報告・採決   |
| 参議院／建設委員会 | 昭 25. 12. 4  | 趣旨説明・質疑・採決 |
| 参議院／本会議   | 昭 25. 12. 6  | 議案・報告・採決   |

<sup>4</sup> 京都市が「ウォーナー伝説」を法成立の根拠としたことは、伊従（2006）の指摘による。

<sup>5</sup> 法案提出に先立ち、市長が衆議院法制局で打ち合わせを行った際、法制局側から、第一条は都市の特殊性が出る為、「自分たちは法律家として慣れ過ぎているため、かえって活々とした法文が生まれないおそれがあるから、第一条は地元の市長さんに一任したい」と申し出があつて出来上がった（『教育立地計画』1951：465）。

### 3. 小林誠一市長と「文化」・「観光」

#### 1) 「文化」を重視した小林誠一市長

| 小林氏前後の松江市長                  |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| 高橋節雄 (T14.8-S4.8：満期)        | 公選県知事                   |
| 石倉俊寛 (S4.8-20.8：満期)         |                         |
| 熊野英 (S20.8-22.4：満期)         |                         |
| 小林誠一 (S22.4-26.4：満期) 公選初の市長 |                         |
| 熊野英 (S26.4.23-S38.2 死去)     |                         |
|                             | 原夫次郎 (S22.4.5) (次点：熊野英) |
|                             | 恒松安夫 (S26.4.30-S34.4)   |

◇小林誠一 立候補時のプロフィール 47歳、前市助役、無所属。「真理は中正」

埼玉県浦和市出身。大正13年東大政治科卒、同年高文行政科合格。埼玉県属、長野県警務課長、島根県地方課長、愛媛県教育、庶務、人事、地方各課長、静岡県農務、経済統制課長、鳥取県学務部長、北海道庁拓殖部長、スマトラ・ジャンピ州総務部長、山口県官房長等を歴任し、昭和20年5月、山口県経済第二部長を退官。同年10月から松江市助役。市長立候補のため辞職。

松江民主団体協議会（市労働組合その他民主諸団体で結成）の推薦。

◇市長に対する評価

文化人、繊細、謙虚。個人としてはよいが、政治家として弱い<sup>6</sup>。

→松江市政批判公聴会開催（松江市愛市協会主催）<sup>7</sup>

「市長の本日示した愛市協会に対する闘争的態度は市長なお健在なりとの意を強くした。性格の弱さを捨てた今後の行政手腕を期待する」

この後、文化向上に尽力。文化（特にハーンと松江の関係）を活かした観光行政展開。

#### 2) 戦後松江の観光<sup>8</sup>

島根県（松江・出雲・浜田）に占領軍進駐、約千名（松江市約600名）（S20.11.6）

○大社一大阪間快速列車登場（S22.7.1）。→S23.7（準急列車となる）

◇「松江観光協会」発足（S22.9）（会長：小林市長、会員約40名）

◇松江市「文化課」（S22.4）→「観光文化課」（S25.3.1）設置（小林市長時代）  
→「観光課」（S26.6.15）（熊野市長時代）→「商工観光課」（28.4.15）

◇バイヤー誘致に向けて受入準備開始。

◇全日本観光連盟第三回総会 松江で開催（S23.5.15-7：総会約300人列席）

・松江市「ウェルカム全観連」→松江の無形文化資源披露

ホーランエンヤ、安来節、関の五本松おどり、木次田植えおどりなど。

○木次線松江駅乗り入れ（S23.7.1）

◇貿易と観光大博覧会（松江市・松江商工会議所主催）（S23.9.15-10.18）

・市長「遅れた島根にカツを入れるためにも、でっかい博覧会をやろう<sup>9</sup>」

<sup>6</sup> 『島根新聞』1947年9月9日付、9月11日付、9月16日付。

<sup>7</sup> 『島根新聞』1947年9月16日付。

<sup>8</sup> 『新修松江市誌』『市制施行一〇〇周年記念松江市誌』

<sup>9</sup> 柳本(1965：88-89)。

・成果：収入2683万円。支出2708万円。陳列館の建物を中学校校舎としたため、差引黒字。約30万人の来場。1カ月間の松江市内旅館宿泊人数8,715人（前月4,563人）。

「当初一部の猛烈な反対を押し切って決行しただけに小林市長以下市会議所関係の幹部連ほつとして内心トクトクたる心境である。…<sup>10</sup>」

・弱い市長→強硬な市長（評価に変化）

### 4. 戦後松江とハーン

#### 1) ハーンの再評価― 昭和23年頃から（1948）

戦前、ハーンはすでに「日本の恩人」「国宝」として全国的に宣伝され、松江観光の重要な存在になっていた<sup>11</sup> →終戦後数年間、松江の観光に関わる報道にほとんど名前が出てこない。

◇伊達源一郎「週間随想 ヘルンと老夫人」『島根新聞』（S23.5.4）

「西洋人があれ程よくヘルンを知っているのに、日本人の彼を知ることの少いのには驚く、殊に松江で彼の本がよく読まれていないのは不思議なことですよ」（幣原談）

◇ 昭和23年（1948）貿易と観光大博覧会開催後

取り残されてかえり見られない場所「忘れられた松江の足もと」（『島根新聞』S23.10.20）

◇ 昭和23年（1948）5月、全日本観光連盟第三回総会祝辞

…本県は全国で最も美しい土地であります、城山のゆかしさ、宍道湖の静けさはるかにのぞむ大山の偉容、長く伸びた海岸線の…本県の豊かな景観は文豪ヘルンを誘い大作をなさしめたのであります、…<sup>12</sup>

（島根県軍政部長 C.L.モーザート中佐）

→1年前の松江観光協会創立総会時（S22.9.16）の同氏祝辞には「ヘルン」言及なし。

↓

S23頃から、八雲が愛した町という文脈で松江の表現復活

#### 2) 小泉八雲生誕百年記念祭（S25.6.27@松江市公会堂ほか）

◇英文学者らの提案⇒彼らの意向により松江市で開催。

◇記念式典に千人余列席ほか、記念講演、パレエ団による「雪女」ほか公演、「ハーンをたたえる歌」発表会、花火大会、鑾行列、「雪女」公演、小泉清洋画展など、多数記念行事が行われ、国内外の報道各社が取材に訪れた。

→ハーン評価さらに高まる。

◇本記念事業開催に向けて国会請願中に、観光文化課長が「国際文化観光都市建設法案」提出を示唆される。

「国際観光文化都市法案」を出したらという意見もあったので、私も市民の世論を聞いて作りたいと思う<sup>13</sup> →その後、「市民の世論」聞くことなく計画推進。

<sup>10</sup> 『島根新聞』1948年10月18日。

<sup>11</sup> 戦前、戦時下のハーン表象については、工藤（2015、2016a）参照。

<sup>12</sup> 『島根新聞』1948年5月17日付。

<sup>13</sup> 『島根新聞』1950年5月2日付。

#### ◇市長評価→文化振興、行動力のある市長

「幸い現松江市長小林さんはまれにみる文化人で、かねがね市の文化向上に努力されている、最近では劇団テアトル・ヘルンを市立劇団にし、また市立の楽団ヘルンをアッと言う間につくり上げた」『島根新聞』(S25. 10. 12)

### 3) ハーン関連施設計画

#### ◇「ハーン大学建設に関する決議(案)」<sup>14)</sup>

ラフカヂオ・ハーン(日本名小泉八雲)生誕百年に当たり日本国会はこの偉大なる国際的文豪の偉業を顕彰する記念事業を国家として行なうべき旨を決議した。

我等はこの記念事業が国の協力により我が松江市に集結せらるることを熱望すると共に更にこの施設を基盤として英文学を中心とするハーン大学(文科)を建設することこそハーンの文学精魂を真に伝承し彼の日本に対する愛情を永遠に不滅ならしむる途であると惟う。

松江市議会は茲に日本国会の決議に対し満腔の敬意と感謝を表し併せて記念事業を機会に松江市がハーン大学を建設することを要望する。

右決議する。

#### この決議案の「理由」

松江市の請願によるラフカヂオ・ハーン(日本名小泉八雲)生誕百年の記念事業は国会の決議によって国家的事業として推進されることとなった。・・・

ハーン文化会館の建設(経費1億3,240万円)

ハーン・スタジアムの建設(2,330万円)

ハーン図書館建設(4,031万4,800円)

ハーン文学賞の設定(5百万円)

ハーン旧居の買収保存(203万8千円)

ハーン奨学資金の設定(2千万円)

総計2億2,305万2,800円

・・・この事業の完全実現は今後松江市の努力に俟つところ更に多いが、今回の事業を詳に検討するに旧居の保存を除けば他はハーンの名を冠したる類型的文化施設多くハーンの文学精神を永久に継承昂揚する施設として欠くところ多きを発見する。殊にハーン文学賞ハーン奨学資金の設定が実現するとせば榮衰にハーン文庫亦更に図書館に保存せらるる可能性が強いといわねばならない。・・・

・・・ハーンの熾烈な文学情魂と日本を熱愛したその精神を継ぐ途は記念事業がハーンを偲ぶ各地散在の施設に終わることなくこれをわが松江市に集結更にひろく内外資金の援助を得て文学の殿堂ハーン大学(文科)を松江市に建設し以て文学と真理を熱愛する学徒の学びの殿堂とすべきである。・・・

<sup>14)</sup> 『松江市議会議事録』昭和25年第8回定例議会(1950年4月28日)

### 5. 法案提出から住民投票へ

#### 1) 市民への周知

##### (1) 当初の計画—石川博士助言前<sup>15)</sup>

1950(昭和25)年11月14日、小林市長は、松江市議会の全員協議会にて、「松江国際文化観光都市法案」と、「都市建設事業概要」の要旨を説明し、国会提出について全面的賛同を取り付けた<sup>16)</sup>。

厚生会館(洋式宿泊施設等)、社会会館(宿泊、娯楽、海水浴場施設等)、養老院、母子寮、簡易住宅、内職補助・総合授産場、冠婚式場、公衆浴場、保育所の建設などで、「国際観光」とは大きくかけ離れたもの

石川博士(東京都建設局長)による助言<sup>17)</sup>を受けて、計画を「根本的にやりなおすことになり、(観光)文化課が中心となって各課の構想をとりまとめ中」。「百年の大計」

↓

市民、初めて「国際文化観光都市計画」の存在を知る。

##### (2) 修正された「松江国際文化観光都市建設法案<sup>18)</sup>」(総額113億円の計画)

→同年11月29日、第9回臨時国会に提出。

##### ①国際文化施設 300,100,000円

ハーン文化会館、博物館、美術館、国際放送局、文化財の保存整備、ユネスコ会館

##### ②国際会議施設 1,163,350,000円

大会議場、国際ホテル、国際飛行場

##### ③国際観光施設 6,058,410,000円

幹線道路網の舗装整備、遊覧及娯楽施設、温泉施設、下水道施設、衛生施設、交通施設

##### ④国際文教施設 766,884,400円

ハーン大学、ハーン図書館、ハーンスタジアム、国際青少年会館、公民館、高校、中学、小学校の拡充整備、農科大学、林間及臨海学校

##### ⑤産業施設 1,189,090,000円

貿易港施設、漁港施設、酪農施設、農耕地整理、果樹栽培指導施設

##### ⑥福利施設 1,838,910,800円

住宅施設、消防施設、上水道施設、瓦斯施設、厚生施設

#### (3) 市民の反応

◇…市当局の志向は認められるべきだが、それを具体化するためにぜひともとられなくてはならない工作の方法、ことに大切な地元住民に対する事前工作、予備知識の周知徹底の方策や手段はほとんどなんら印象に残るものはなかった<sup>19)</sup>

◇…市民にとっては十年計画総予算113億円はまさに天文学的数字である(中略)住民投票までに市当局は、ペーパープランでなく、もっと具体的な財政措置の裏付けある年次計画を市民に発表、納得さすべきでなかろうか

↓

●財政的な裏づけ? ●計画性「十年計画」or「百年の大計」?

市長コメント「二分之一、ないし三分の二は国庫負担となっている<sup>20)</sup>」

<sup>15)</sup> 『島根新聞』1950年11月17日付。

<sup>16)</sup> 鬼頭(1989)

<sup>17)</sup> 11月12日に松江市を現地視察した石川博士は、同日午後開催された都市計画研究会において、水辺の整理、文教センターとしての公園、図書館のある文化施設、娯楽施設の必要性を説き、八雲の銅像設置を提案している(『島根』1950年11月15日付)。

<sup>18)</sup> 「松江国際文化観光都市建設事業」(鬼頭1989所収)、および、『教育立地計画』(1951:470)。

<sup>19)</sup> 『島根新聞』1950年12月5日付。

<sup>20)</sup> 『島根新聞』1950年12月12日付。

「現在の税負担水準より税はあげないのが鉄則。税を上げることは実際問題として絶対できない相談です、国の補助も大幅にもらい、また県あたりの助成も大幅にもらう<sup>21)</sup>」

◇国会可決後の市議会決定

◇棄権防止運動

2) 投票結果—三都比較

|      | 松江     | %    | 京都      | %    | 奈良     | %    |
|------|--------|------|---------|------|--------|------|
| 投票率  | —      | 73   | —       | 31   | —      | 78   |
| 賛成   | 21,486 | 76   | 132,263 | 69.4 | 22,089 | 74.1 |
| 反対   | 6,804  | 24.1 | 58,261  | 30.6 | 7,735  | 25.9 |
| 有効投票 | 28,290 |      | 190,524 |      | 29,824 |      |

「各都市『建設法』の住民投票率」（鬼頭 1989）に加筆。

◇90%以上の投票率の12町

- 1位：竹矢町竹矢（100%）、
- 2位：北堀二区（98.19%）
- 3位：古志原（96%）、乃木福富町（95.39%）
- 4位：竹矢町矢田井出部落（94.6%）、法吉町（94.35%）、竹矢町大門川向（94.22）
- 5位：大井区（92.56%）、北堀5区（91.40%）、馬潟灘分（90.56%）、苧町（90.56%）奥谷東区（90.10%）

【市域拡大】法吉村（S23.10.10）、乃木、竹矢（S25.9）、忌部、大庭（S26.4）

6. 法成立後<sup>22)</sup>

1) 市長の交代—熊野英市長時代へ

◇観光文化課→観光課→商工観光課

2) 第五条「特別の助成」による無償譲渡

- ・元陸軍墓地（古志原）
- ・元RTO(松江駅前)

3) 『松江賞』（松江青年会議所まちづくりプロジェクト）

「松江国際文化観光都市建設法制定当時の松江市民」（H2）

【文献一覧】

有馬誉夫（1997）「島根県観光連盟の歴史」『島根観光学会誌』15、80—91.

石田頼房（1987）『日本近代都市計画の百年』自治体研究所.

伊従勉（2005）「都市の計画と京都イメージの変遷」（人文科学研究所夏季講座資料）.

伊従勉（2006）「都市の計画と京都イメージの変遷」京都大学人文科学研究所所報『人文』53.

鬼頭宏一（1989）『『松江国際文化観光都市建設法』の成立過程』『島大法学』33（3）.

工藤泰子（2008）「占領下日本の国際観光政策」京都光華女子大学国際英語学科編『異文化の出会い』大阪教育図書.

工藤泰子（2010）『近代京都と都市観光—京都における観光行政の誕生と展開』

工藤泰子（2014）「近代松江における観光の展開」『日本国際観光学会論文集』21、19-26.

工藤泰子（2015）「戦前松江における文化資源としての小泉八雲」『日本観光研究学会学術論文集』30.

工藤泰子（2016a）「松江観光における小泉八雲の文化資源的変遷」『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』54.

工藤泰子（2016b）『『松江国際文化観光都市建設法』の特徴とその成立過程における住民の意識』『日本国際観光学会論文集』23.

国際特別都市建設連盟（1953）『観光文化の八都市』国際特別都市建設連盟（芦屋市役所内）.

高橋正義・十代田朗・羽生冬佳（2003）「戦後復興期の観光関係特別都市建設法の成立と同法制定都市における観光都市計画に関する研究」『都市計画論文集』38（3）、日本都市計画学会.

高山義三（1971）『わが八十年の回顧』若人の勇気をたたえる会.

旅の文化研究所編『旅と観光の年表』河出書房新社.

西尾忠良（1978）『事件を追って 戦後島根の軌跡 第2集』西尾忠良.

日本交通公社社史編纂室編（1982）『日本交通公社七十年史』.

松江市誌編さん委員会編（1962）『新修松江市誌』松江市役所.

松江市誌編纂委員会編（1989）『市制施行100周年記念 松江市誌』松江市.

松江市議会編（1981）『松江市議会史』、松江市議会.

森口保（1996）「松江国際文化観光都市建設法成立前夜」『島根観光学会誌』14、47—59.

柳本見一（1965）『激動の二十年』毎日新聞社.

吉田公二編著（1984）『都市計画』ぎょうせい、65.

吉田守男（1995）『京都に原爆を投下せよ—ウォーナー伝説の真実』角川書店.

吉田守男（2002）『日本の古都はなぜ空襲を免れたか』朝日文庫.

【データベース】

国立国会図書館. 国会会議録検索システム

第一法規株式会社. D1-Law.com 第一法規情報総合データベース

<sup>21)</sup> 小林市長と島根新聞本社編集局長（K氏）と松観法構想についての対談記事（『島根新聞』1951年1月7日付）.

<sup>22)</sup> 森口（1996）.

